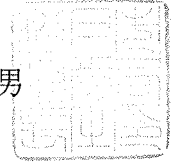


松戸市消防局告示第1号

松戸市火災予防条例（昭和48年松戸市条例第44号）第3条第2項第3号、第13条第1項第9号及び第20条第1項第14号の規定により必要な知識及び技能を有する者を次のとおり定める。

平成28年2月1日

松戸市消防局長 佐山 幸男



火気使用設備等の点検及び整備に係る「必要な知識及び技能を有する者」の指定

平成 4 年 7 月 1 日

松戸市消防局告示第 1 号

〔改正経過〕平成 1 3 年 4 月 1 日

松戸市消防局告示第 1 号

平成 2 8 年 2 月 1 日

松戸市消防局告示第 1 号

松戸市火災予防条例（昭和 4 8 年松戸市条例第 4 4 号。以下「条例」という。）第 3 条第 2 項第 3 号、第 1 3 条第 1 項第 9 号及び第 2 0 条第 1 項第 1 4 号の規定により必要な知識及び技能を有する者を次のとおり指定する。

1 条例第 3 条第 2 項第 3 号（条例第 3 条の 2 第 2 項、第 3 条の 3 第 2 項、第 3 条の 4 第 2 項、第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項、第 8 条第 2 項、第 9 条及び第 1 0 条並びに第 1 1 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

(1) 液体燃料を使用する設備にあつては、次に掲げる者

ア 「一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者」

イ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 4 7 年労働省令第 3 3 号）に基づく特級ボイラー技師免許、一級ボイラー技師免許、二級ボイラー技師免許又はボイラー整備士免許を有する者（条例第 4 条第 2 項、第 8 条第 2 項及び第 9 条において条例第 3 条第 2 項第 3 号を準用する場合に限る。）

(2) 電気を熱源とする設備にあつては、次に掲げる者

ア 電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）に基づく電気主任技術者の資格を有する者

イ 電気工事士法（昭和 3 5 年法律第 1 3 9 号）に基づく電気工事士の資格を有する者

2 条例第 1 3 条第 1 項第 9 号（条例第 1 3 条第 3 項、第 1 4 条第 2 項及び第 3 項、第 1 5 条第 2 項及び第 4 項、第 1 6 条第 2 項、

第17条第2項並びに第18条第2項において準用する場合を含む。)に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

- (1) 電気事業法に基づく電気主任技術者の資格を有する者
- (2) 電気工事士法に基づく電気工事士の資格を有する者
- (3) 一般社団法人日本内燃力発電設備協会が行う自家用電気設備専門技術者試験に合格した者（自家用発電設備専門技術者）（条例第14条第2項及び第3項において条例第13条第1項第9号を準用する場合に限る。）
- (4) 一般社団法人電池工業会が行う蓄電池設備整備資格者講習を修了した者（蓄電池設備整備資格者）（条例第15条第2項及び第4項において条例第13条第1項第9号を準用する場合に限る。）
- (5) 公益社団法人全日本ネオン協会が行うネオン工事技術者試験に合格した者（ネオン工事技術者）（条例第16条第2項において条例第13条第1項第9号を準用する場合に限る。）

3 条例第20条第1項第14号に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該器具の点検及び整備に関しこれと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

「一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者」

附 則 （平成4年7月1日松戸市消防局告示第1号）

（施行期日）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成13年4月1日松戸市消防局告示第1号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会が行う石油燃焼機器技術講習を修了した者（石油燃焼機器点検整備士）については、平成9年9月30日までの間に限り、改正後の第1項アの設備及び第3項の器具に係る点検及び技能を有する者とする。

附 則 （平成28年2月1日松戸市消防局告示第1号）

（施行期日）

この告示は、公布の日から施行する。